

三島市災害ボランティア本部災害ボランティア登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三島市地域防災計画に基づき社会福祉法人三島市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が災害発生時に三島市災害ボランティア本部が設置された際、迅速かつ効果的に救援活動を行えるように、災害ボランティアの登録について、必要な事項を定めることを目的とする。

(登録の対象となる者)

第2条 自発的な意思で災害ボランティアの活動を希望する個人または団体とする。

(登録の方法)

第3条 災害ボランティアに登録をしようとする者は、三島市災害ボランティア本部災害ボランティア登録用紙（様式第1号・様式第2号ー1・様式第2号ー2。以下、「登録用紙」という。）を本会会長に提出するものとする。

2 本会会長は、前項の登録用紙の提出があった場合は、その適否を審査し、適当と認めるときは、別に定める災害ボランティア登録台帳（様式第3号・様式第4号ー1・様式第4号ー2）に登録するものとする。

3 前項の場合において、未成年者については、親権者等の同意を得た者に限り登録の対象とする。

(登録証の交付等)

第4条 本会会長は、前条第2項の規定により登録をした者（以下、「登録者」という。）に三島市災害ボランティア本部災害ボランティア登録証（様式第5号。以下、「登録証」という。）を交付するものとする。

2 登録者は、活動を行う際は、登録証を常に携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

(登録の有効期限)

第5条 登録の有効期限は、登録の日から、登録の日の属する年度の翌々年度の末日までとし、以後3年ごとに登録者からの申請に基づき更新することができる

(登録の更新)

第6条 登録を更新する者は、三島市災害ボランティア本部災害ボランティア登録更新届（様式第6号）を本会会長に提出するものとする。

(登録者の個人情報)

第7条 登録者に関する個人情報は、社会福祉法人三島市社会福祉協議会個人情報保護規定に基づき、適正に管理するものとする。

(登録の変更)

第8条 登録者は、登録内容に変更があったときは、三島市災害ボランティア本部災害ボランティア登録変更届(様式第7号)を本会会長に提出しなければならない。

(登録の抹消)

第9条 本会会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を抹消することができる。

- (1) 登録者から三島市災害ボランティア本部災害ボランティア登録辞退届(様式第8号)の提出があったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本会会長が登録者として不適合と認められたとき。
- (3) 更新手続きがなされなかったとき。

2 前項の規定により登録を抹消された者は、直ちに登録証を本会会長に返還しなければならない。

(保険加入)

第10条 登録者が災害現場で救援活動を行う場合は、ボランティア活動保険天災タイプに加入するものとし、その費用は、登録者自身が負担するものとする。

(補償)

第11条 登録者が救援活動中に被った事故等による補償は、前条のボランティア保険の適用の範囲で行うものとする。

(その他)

第12条 その他、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。